

平成24年度 法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成24年11月13日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 002463 号	日本キャッシュプラザ 京都府知事(10)第00724号 代表者 山本 幸一	譴責 (勧告併科)	【貸金業法第11条】 【貸金業法第12条の4】 【貸金業法第13条】 【貸金業法第24条の6の9】 【貸金業法第24条の6の10】 【貸金業法第41条の36】

処分決定日:平成24年10月11日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 000347 号	株式会社シティファイナンスジャパン 東京都知事 (3) 第29835号 井上 富佐雄 資本金:9,000万円	会員権停止6ヵ月 (勧告併科)	【貸金業法第16条】 【貸金業法第16条の2】 【貸金業法第17条】 【貸金業法第19条】 【貸金業法第24条の6の2】 【出資法第4条】
2	第 002508 号	有限会社ビジネスサービス 宮城県知事 (10) 第00074号 西野 一枝 資本金:300万円	譴責 (勧告併科)	【貸金業法第12条の8】 【貸金業法第13条】 【貸金業法第16条の2】 【貸金業法第17条】 【貸金業法第21条】 【貸金業法第41条の35】 【貸金業法第41条の36】 【自主規制基本規則第22条】 【自主規制基本規則第11条】 【自主規制基本規則第69条】

処分決定日:平成24年5月15日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項
1	第 002890 号	さくら商事 兵庫県阪神北県民局長(4)第25065号 灘井美代子	会員権停止6ヵ月 (勧告併科)	貸金業法第12条の8 貸金業法第13条 貸金業法第13条の2 貸金業法第16条の2 貸金業法第17条 貸金業法第18条 貸金業法第19条 貸金業法第41条の35 犯罪収益移転防止法第6条 自主規制基本規則第11条 自主規制基本規則第22条